

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年10月21日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 政策部及び出納局
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 漆芸研究所観覧料について、指定金融機関への払込みが遅延しているものが12件あった。（漆芸研究所）</p> <p>(イ) 現金受払簿の記載誤りを、上から白紙を貼付し、又は削って訂正をしていた。（東山魁夷せとうち美術館）</p> <p>イ 旅費の支給について</p> <p>県内旅費、県外旅費について、出張日から3か月～6か月支払が遅れているものがあった。（県立ミュージアム）</p> <p>ウ 契約について</p> <p>印刷製本に係る随意契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していないものがあった。（自治振興課）</p> <p>エ 郵便切手類受払簿について</p> <p>郵便切手類受払簿（大田市場）に</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 平成23年度以降、現金の指定金融機関への払込みについては、香川県会計規則第33条第1項の規定により速やかに行っている。</p> <p>(イ) 台紙と貼り付けた紙の各行に割印となるように出納員と所属長の検印を押印した。また、台紙の欄外に、白紙の貼付で修正した内容（日付）及び確認事項・日付を記述し、出納員と所属長が確認した旨を記載し、両者が押印した。</p> <p>削って訂正した部分に二重線を引き出納員が訂正印を押印し、余白に何文字訂正と正しい数値を記載した。</p> <p>イ 旅費の支給について</p> <p>旅費の請求について、今後遅延することのないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 契約について</p> <p>今後公表を行うよう徹底する。</p> <p>なお、指摘のあった件（平成22年6月分）については追加で公表済みである。</p> <p>エ 郵便切手類受払簿について</p> <p>平成23年度分より、月計・累計を</p>

	ついては、受払簿をパソコンで作 直しており、月計・累計もしてい なかった。(東京事務所)	し、使用の都度決裁を受けるよう 改善指示をした。
--	--	-----------------------------